

関係機関等一覧

| 構成機関等の名称等             | 法第15条第1項に掲げる区別 |
|-----------------------|----------------|
| 学識経験者として市長が指定するもの     | ニ              |
| 安城市青少年健全育成連絡協議会       | ニ              |
| 青少年健全育成協議会（うち高等学校区）   | ニ              |
| 安城市教育研究会生徒指導部会        | ニ              |
| 安城市教育委員会教育部学校教育課      | イ              |
| 安城市教育委員会生涯学習部生涯学習課    | イ              |
| 安城市青少年愛護センター          | イ              |
| 安城市民生委員・児童委員協議会       | イ              |
| 社会福祉法人安城市社会福祉協議会地域福祉課 | ハ              |
| 愛知県衣浦東部保健所            | イ              |
| 安城市福祉部社会福祉課           | イ              |
| 安城市福祉部障害福祉課           | イ              |
| 安城市こども健康部こども課         | イ              |
| 安城市こども健康部こども発達支援課     | イ              |
| 安城保護区保護司会             | ニ              |
| 愛知県安城警察署生活安全課         | イ              |
| 知立若者サポートステーション        | ハ              |
| 刈谷公共職業安定所             | イ              |
| 安城市産業部商工課             | イ              |
| 安城市町内会長連絡協議会          | ニ              |
| 一般社団法人パーソナルラボ         | ハ              |
| 若者支援団体として市長が指定するもの    | ハ              |

備考 この表の右欄に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

イ 国及び地方公共団体の機関

ロ 公益社団法人及び公益財団法人

ハ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する  
特定非営利活動法人その他の団体

ニ 学識経験者その他の者